

●香川県告示第225号

平成12年香川県告示第79号（口頭により開示請求を行うことができる個人情報）の一部を次のように改正し、平成21年4月21日から施行する。

平成21年4月21日

香川県知事 真鍋武紀

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。